

北杜市立小淵沢小学校運営協議会要綱

【 R4, 2, 18に準備会で示し, R4, 6, 22第1回学運協にて承認】

(名称)

第1条 本会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会で、名称は北杜市立小淵沢小学校運営協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 この要綱は、北杜市教育委員会規則第7号北杜市学校運営協議会規則第2条及び第3条に則り、小淵沢小学校の協議会に於ける活動に必要な事項を定めるものとする。協議会は、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という）の学校運営への参画を進め、学校と地域住民等と「共に育つ学校」づくりを推進し、心身が健全で豊かな暮らしができる小淵沢町民の育成を目指すものである。

(主たる活動)

第3条 協議会は、本校の教育活動について承認し、教育目標、学校経営計画及び教育課程の編成に関する事項について校長の求めに応じ意見を述べる。
2 学校運営について地域住民等の理解・協力・参画を促進し、情報の発信に努める。

将来的にはコーディネーター1名(学校職員以外で)を置きたい。

(会長及び副会長・事務局等)

第4条 会長及び副会長については、北杜市学校運営協議会規則第8条に則り行う。
2 事務局として協議会委員若干名を置き、議事の記録、会の案内、企画推進のための連絡・調整、情報発信を行う。
3 会長は必要に応じ、役員会（会長・副会長・校長・事務局）及び次条に定める各部会の代表者会を開催できる。

運営しながら望ましい形を考える。

(補助機関としての部会の設置、部会代表者の選任)

第5条 学校運営協議会の補助機関（実行組織）としての部会を、必要に応じておくことができる。
2 各部会1名の代表と1～2名の副代表をそれぞれ互選により選出する。
3 学校運営協議会委員との併任を妨げない。

(委員の活動内容)

第6条 協議会委員は年間を通じて地域・家庭・学校の情報収集を行い、学校教育目標等における課題や成果について分析し、明らかにする。
2 アドバイザーとして各部会に参加し、協力を行う。

(地域住民等への説明)

第7条 協議会委員はPTA総会及び各部会や協議会だより、学校だより等を通して、学校や児童の様子並びに協議会の活動等について地域住民等に知らせる。

(評価)

第8条 協議会は、年1回以上学校評価を行い、結果について地域住民等に報告する。

附則 この要綱は令和4年6月22日から施行する。